

## 資料

## ハットフィールド『近代会計学』

## の論理構造

——支払能力表示と配当可能利益

の計算を中心に——

加藤 盛 弘

はじめに

アメリカ会計学の成立を、文献史的には何に求めるかは問題のあるところであろう。しかし、一般にはハットフィールドの『近代会計学』(H. R. Hatfield, *Modern Accounting*, 1909)に求められているとみられる。たとえは黒沢教授は「ハットフィールドの『近世会計学』以前においては、イギリスから伝来した会計監査の実務と慣習が重んぜられるにとどまり、会計監査および企業会計の実践の背後に横たわる原理については、まったく等閑視されて来た」と言っておられるし、木村和三郎教授は「会計学確立の徴表としての文献を何におくかは従来私の宿題であり、現在私は H. R. Hatfield 教授の *Modern Accounting*, 1908 において」おぼえておられる。<sup>(1)</sup>とておぼす。この『近代会計学』が書かれた時代は、一九〇一

年のユー・エス・ステイルの設立によって確立されたといわれるアメリカの独占が確立されて間のない頃である。そして、「近代会計学はまさに二〇世紀の子であり、独占の子であるといつても過言ではあるまい」といわれることを考えるなら、このハットフィールドの『近代会計学』はアメリカ会計学の成立およびその過程、さらにその性格を究明するにあつて、まず

第一に考察されなければならない文献であると考えられる。それだけに、わが国においてもハットフィールドに関する研究は多くの人々によってなされてきた。<sup>(2)</sup>しかし、それらの人々によつてもまだ、ハットフィールド理論の性格と、それが当時の社会経済構造においてはたした機能の究明において不鮮明なところもあるように思われる。そこで、本小稿においては、ハットフィールド理論の性格、機能の究明(そのことはアメリカ会計学の性格・機能の究明に大いに役立つこというまでもない)の一助として、その論理構造の分析を行うことにする。

註(1) 黒沢清「米國会計学発展史序説」(経営学全集 第三卷)二四六頁。

(2) 木村和三郎『会計学研究』五一―六頁。

(3) 松尾惣橋『近代会計学の基調』二三―五頁。

(4) 黒清清、前掲稿。吉田良三『会計学』。丹波康太郎「ハットフィールドの評價論」(日本会計学会編『評價学説研究Ⅱ』)。ただし、この丹波教授の論攻はハットフィールドの *Accounting*, 1927. を対象としている。山口孝「ハ

ットフィールドの簿記理論について」明大商学論叢第四四巻第四号。中込世雄「アメリカ初期資本会計論の一瞥見」産業と科学第五号。中村忠「資本会計論の発展」商経法論叢第九巻第三号。中村万次「名著紹介」Henry Rand Hattfield: Modern Accounting, 1908. 産業経理第一五巻第一〇号。

## 一 本 質 観

ハットフィールドはその著の序言において氏の会計本質観を披瀝する。すなわち、「会計の本質は、第一に、一定時点における財政状態の適正な表示であり、第二に、一定期間において獲得された成果の表示である。第一は貸借対照表においてなされ、第二は損益計算書においてなされる。」<sup>(a)</sup>という。そして、さらに貸借対照表と損益計算書の目的についてはつぎのようにいう。

「貸借対照表の目的は二つ (twofold) ある。第一次的には支払能力に関する資料を与えて会社の財政状態を示し、第二次的には獲得された利益を示す。」<sup>(b)</sup>  
また、損益計算書については

「損益勘定の目的は、主として、企業の期間純利益をとくに配当可能な純利益の額に関連して示すことである。」<sup>(c)</sup>

つまり、ハットフィールドによれば、貸借対照表においては支払能力表示の観点からする財政状態が表示され、損益計算書においては配当可能利益算定のための利益計算がなされること

になる。そして、貸借対照表の利益表示と損益計算書の関連については、「毎期普通に作成される貸借対照表は少くとも比較によつて、その作成のときの財政状態と同様、その期間の利益の流れを示すのに役立つ」<sup>(d)</sup> (傍点引用者) それはレームが貸借対照表の主要な機能はその年の利益を示すことであり、配当宣言のための基準として役立つと主張するごとくである。しかし、貸借対照表の利益の算定を損益計算書のそれと同じような積極的な意味において認めることは正しくない、とハットフィールドはいう。いかなる場合においても損益勘定こそ非常に明白さと完全さによつて貸借対照表の有用な補助者であり、その結果、二つの表は相互補完的<sup>(e)</sup>である、と。このように、損益計算書上の利益は貸借対照表上の利益の明細であり補完的なものであるという意味においては、貸借対照表が損益計算書の上位に位する財務表であるといえるが、ここに指摘したように貸借対照表上の利益は損益計算書上のそのように積極的な意味での計算目的ではない。貸借対照表上の主要な、積極的な目的は支払能力表示のための財政状態表示であるといえよう (このような目的のためには換金価値が重視される結果、一般に時価主義が採用されるものと予想されるが、ハットフィールドの場合には、のちに考察するようにそうではない)。一方、損益計算書は配当能力の基礎としての収益力の算定に、その目的をおくのであるから、まず第一に、支払能力表示と収益力算定の計

算が同一計算構造の中において結合されるものなのか。両財務表に同一の評価基準を用いることによって、両財務表の目的を達成しうるのか否か。なぜなら、通俗的には、支払能力表示のためには換金価値が重視される結果、時価主義が妥当とされるが収益力算定のためには、評価損益の介入をきげようとし原価主義が妥当であるとされるからである。しかし、もし両財務表の目的が矛盾なく結合されるとするならば、どのようなところに、その根拠があるのか。第二に、ハットフィールドはそれらの財務諸表が実際には公表会計上の財務諸表であるにもかかわらず、それらの財務諸表は氏の論理からすれば簿記と切斷されない、簿記から誘導され、簿記と同一思考の上になつたものと考えている。したがって、そこにおいては、論理的には時価といふ概念が出ることは許されず、したがって厳密な意味においては支払能力表示ということは論理的に不可能とならざるをえない。<sup>(6)</sup> それにもかかわらず貸借対照表に支払能力表示が目的として付与されるのはなぜか。また、収益力の表示も、抽象的な収益力の表示でなく、具体的な配当可能利益の算定という収益力計算として現われるのはなぜか。このような問題が生じてくる。そこで、まず、貸借対照表と損益計算書が計算構造的にどのような関連にあるか、そして、それらの両財務表は簿記とどのように結びついているかをみるために、氏の簿記論を考察しよう。

註(1) H.R. Hatfield, *Modern Accounting*, 1923, preface

v. 一九〇九年版(初版)が手もとにないため、一九二三年版にしたがった。

(2) *Ibid.*, p.54.

(3) *Ibid.*, p.196.

(4) *Ibid.*, p.54.

(5) *Ibid.*, p.196.

(6) 会計において、時価主義、原価主義の問題が、たんに、抽象的、観念的な問題としてとりあげられるならば、収益力の計算が時価主義によって行われるといおうが、貸借対照表に支払能力表示なる目的が与えられようが問題は無い。しかし、会計が社会的な制度として成立する時代において、そして、そのような制度を必要とするような複雑、巨大化した事業においては、内部会計の問題としては体系的計算(簿記)記録から財務諸表を作成し、収益力および財政状態の表示をする以外にはない。ここにおいては、財務諸表は、当然に簿記から切斷されることは許されず(決算を否定することではなく、収支計算の破壊を否定すること)實質的には原価主義とならざるをえない。ハットフィールドは、公表会計上の財務諸表も本質的にはこれと同じであつて、簿記と切斷されていないと考えている。つまり、氏においては公表会計上の財務諸表という概念を持ち出す必要はない。もし必要を認めるとしても、たんに形式的な相違としてそれを

認めるにすぎないであらう。したがって、ここでは論理的には、時価主義は出てこないのである。しかし、公会計上の財務諸表は、実際には、当然に簿記との切断が予想されるのであり、ここでは、財務諸表は社会経済的要請によって、いかなる評価基準もとられることである。公会計上の財務諸表と、内部会計上のそれとは別個のものである。それらを同一であると考えるところが混乱が生ずるといえよう。

## 二 簿記理論

周知のように、ハットフィールドはかれの簿記論に関して、アメリカにおける物的二勘定学説の祖述者であり、資本主義理論の主張者として知られている。その複式簿記理論は

資産 (Goods) = 資本主 (Proprietorship)

なる基本方程式をもって出発する。そして、等式の左側はすべての価値ある所有物の完全なる表あるいは目録をあらわし、右側は全所有権すなわち資本、あるいは資本主の純現在価値をあらわす。<sup>(1)</sup> 氏によれば、負債は消極財産であつて資本ではない。氏は山口助教授が問題とされているように、勘定の慣習的区分である実体、人名、名目勘定という分類をとらず、財産、資本主という「二組の勘定を二つの異なる概念をあらわすものとしてとり扱う」<sup>(2)</sup>としてシェアー簿記論の流れをくむ物的二勘定学説

をとるのである。そして財産 = 資本なる資本方程式が示すように、彼の理論は自己資本中心の会計であるといわれる。

ハットフィールドはその資本金中心の計算体系の出発点である財産 = 資本主の等式についての原則をつぎのように要約される。<sup>(3)</sup>

一、所有財産と資本主との間に作られる最初の等式が存在する。

二、この等式のいずれの側もそれぞれの企業の必要に応じて分割しうる。

三、消極項目は積極項目から直接さし引かれずに反対側に積極項目としておかれる。たとえば、消極財産すなわち負債をあらわす項目は積極財産からさし引かれずに反対側につきされて資本主をあらわす項目に加えられる。

四、ひき続くすべての取引において、その等式をつぎのごとく維持する必要がある。

(a) ある財産勘定の増加は、他の財産勘定の減少で相殺される。

(b) ある財産勘定の増加あるいは減少は資本主勘定の同額の増加あるいは減少で相殺される。

(c) 増加および減少は代表的な意味で使われ、消極勘定の減少は増加と同じである。

このように財産 = 資本主なる基本等式をもって出発する複式

簿記の当然の帰結として、財産勘定と資本主勘定の残高の一致、貸借平均の原理が導き出される。(61) この貸借平均の原理からして財産勘定と損益勘定、あるいは貸借対照表と損益計算書との関連について、ハットフィールドがいうつぎのようなことは当然のこととして認められうるであろう。すなわち、

「損益勘定は資本金勘定のたんなる細別であり、純在高の現在の変化を示すにすぎないので、財産勘定との関連がもつとも重要であるということは明白である。資産の純価値 (net value of assets) のいかなる変化も、のちにみられるような例外はあるけれども、損益勘定に反映されなければならぬ。その結果、前に検討されたいかなる取引(貸借対照表の借方項目、ことに資産についての評価およびその処理方法が前の諸章で検討されている……引用者)も、あるいは資産価値に影響をあたえる取引を多少とも正確に描写するいかなる簿記上の評価も損益勘定にあらわされなければならない。たんなる交換取引でない事業の取引をあらわす財産勘定におけるいかなる変化も、普通の場合損益勘定に究極的には転記される項目に対応記帳 (counter entry) されなければならない。……資産の評価 (棚卸の問題) は明らかに損益に関する問題である。なぜなら、資産の帳簿価値の変化は純在高の変化に一致することを意味するからである。創業費が棚卸に入られるべきかどうかの問題は明らかに損益勘定に入れないか

どうかの問題である。……」(62)

このように、財産勘定と、損益勘定とは有機的に結合されているのであり、したがって、貸借対照表と損益計算書も一つの計算体系の中に有機的に結合されていることになる。そして当然のことながら、貸借対照表、損益計算書は、複式簿記組織にもとづいて記帳された元帳から試算表がつくられ、その試算表から決算修正 (評価基準の変更はのべられていない) をへて作られる。(63)

それゆえ、貸借対照表と損益計算書における評価基準は当然に一致しなければならないはずである。しかし、さきに考察したように、ハットフィールドは貸借対照表については支払能力の表示の資料をあたえる財政状態の表示を主目的とし、損益計算書については配当利益算定のための収益力表示を目的としている。この両者は、はたして本当の意味において、一つの計算体系の中に融合しうるか。そしてどのように融合させようとしているのか。この両者の融合の仕方、あるいは融合させようとする努力の中にハットフィールド理論の性格がうかがえるように思う。そこで、そのことについて、さらに、氏の論理構成を分析してゆこう。

註(1) Hatfield, *ibid.*, pp. 1-2.

(2) 山口孝、前掲稿、四四一五二頁。

(3) Hatfield, *ibid.*, p. 21.

- (4) M・パッカー編、染谷恭次郎訳『近代会計』Ⅱ一七五—一七七頁。
- (5) Hatfield, *ibid.*, p. 15.
- (6) *Ibid.*, p. 29.
- (7) *Ibid.*, pp. 197—198.
- (8) 中村万次教授はハットフィールドの簿記の構造をつぎのように指摘しておられる（中村万次、前掲稿、四七頁）。すなわち、「氏（ハットフィールド——引用者）の簿記技術の体系は、財産  $a/c$  によつて資産、負債の内容を把握し、資本主  $a/c$  と損益  $a/c$  によつて資本と配当しうる所得との区分を明確化し、資本主  $a/c$  の純損益と財産  $a/c$  の純増減額との一致を求め、チェック・システムで連系したものである。」
- (9) Hatfield, *ibid.*, pp. 35—39.

### 三 支払能力表示

支払能力表示を主目的とする貸借対照表の作成に際して、まず問題になるのは資産の評価である。そこで資産に関するハットフィールドの考察をみてゆこう。<sup>(1)</sup>

氏は問題をつぎの三つに分けて考察する。

- (一) いかなる項目が財産目録 (Inventory) に含められるべきであるか。
- (二) いかなる支出がコストを形成すると考えられるべきであ

るか。

(三) その後の再評価において、資産は原価評価で継続されるべきであるか、あるいはそれらの価値は何か新しい基準の上に評価されるべきであるか。

(一)の問題については、「基礎に横たわる原則は、すべての価値ある財貨が含まれるべきである、ということである」<sup>(2)</sup>として、土地、永久的設備等の有体物はもちろん、受取手形、帳簿上の債権や、暖簾のような無形資産についても資産としての能力をあたえている。黒沢教授はこのことについて「ハットフィールドのいわゆる資産能力は、ドイツ貸借対照表学者の貸借対照表能力論 (Bilanzfähigkeit) の影響をうけたものであるが、客観主義に対立する主観主義の段階に属する」<sup>(3)</sup>（傍点引用者）といっておられる。そしてさらに黒沢教授は、「客観主義と主観主義を説明しておられる。すなわち「客観主義者は、有形財産にのみ資産能力をみとめ、無形資産を否定した。有形財産を客観的価値をもって統一的に評価して貸借対照表に記録しなければならぬことを主張したのが客観主義者であるが、無形資産を承認し、コストをもって評価の尺度として認めようとする主観主義が、ハットフィールド会计学に反映していることがあきらか」<sup>(4)</sup>であるといっておられる。ドイツ主観主義者による「個人的主観価値」「個別的使用価値」と称しての使用財に対する原価主義の適用」<sup>(5)</sup>主観主義がハットフィールドによってとられて

いるところに問題があるのであり、ここに、支払能力表示と収益力表示の結合を可能にする鍵があると思う。この点については、のちに、さらにふれる。

(二)の「何がコスト」かの問題については、コストに入るか費用に入るかその判定が難しい創業費、建設利息、試験研究費などについて、それが資本的支出であるかそれとも収益的支出であるかの分析を行っている。<sup>(6)</sup>

その分析において、氏は結論的には、創業費、建設利息、試験研究費等の資産性を認めるのであるが、その当否の基準は基本的にはつぎのような考え方にあるのであろう。すなわち、

「純理論的見地からすれば、継続企業を組織するために必然的に含まれる一切の支出は、不動産、機械、商品が資産であるように当然にその企業の資産である。株主や資本主にとって利益がもたらされる投資の一部であり、したがって資本的支出である。」<sup>(6)</sup>

氏はまた、ここで、取得資産の原価記帳の原則を明らかにしている。すなわち、

「新しい資産を購入したとき、たとえ購入者がそれを非常に安く購入したと考えようとも、通常、原価で記帳される。」<sup>(6)</sup>

さて、重要な問題は (二) の「期末評価の基準は何か」である。資産の期末評価の基準としては原始取得価額 (original acquisition price) 市場価格 (current market price)、企業に

とつての現在価値 (present value to the concern)、清算価格が考えられるが、色々と適用されて、今日もつとも広く認められている一般的原则はつぎのごとくである、という。

「棚卸は継続企業としての現在の株主にとつての資産の価値の基準でなされるべきである。適正なる価値とは彼等が株式を持っている会社に対して有する価値であり、彼等が他の人々——それらの人々が一般の顧客であろうと、競売における資産に対する入札人であろうと——に対して持つ価値ではない。その価値とは存続している会社に対して彼等 (株主——引用者) がもつ価値」である。<sup>(6)</sup>

ここに、ハットフィールドは、「棚卸価値の基準は、継続企業としての所有者に対する資産の現在価値である」という一般原則を採用するのである。ただし、この評価の一般原則に対しては、主として自己欺瞞的過大評価 (self-deceiving over-valuation) を防ぐために例外と修正が導入される。

このことは、固定資産と流動資産との重要な区別へと導くという。つまり、「一般に固定資産は、後にその価値が下落しようとも、原価で継続することが合理的であると考えられる。しかし、流動資産の評価におおつては、市場価格 (market value) が原始取得原価を超過する場合、その市場価格を認めることができるかどうかに関して疑問が存するけれども現在価値 (current market price) 市場価格 (current market price)、企業にとつての現在価値 (present value to the concern)、清算価格が考えられるが、色々と適用されて、今日もつとも広く認められている一般的原则はつぎのごとくである、という。

rent value) に対して注意が払われなければならない。ここにおいてもまた、支配的な原則は「継続企業」の原則である」(傍点引用者) という。このことは、資産評価にあたっては、つねに「継続企業」の原則が考慮されなければならないがゆえに流動資産と固定資産の評価に対して異なる基準が適用されるということを意味する。

ハットフィールドは、流動資産と固定資産に対して適用される異なる評価の基準を、つぎの章において、土地、建物、機械、道具等々、投資、商業上の債権、商品の評価を論ずる中において具体的に展開する。

氏の叙述の順序とは逆にまず、商品(流動資産の評価)についてみるなら、「一般的慣行は、手許の商品は売価ではなく、原価で棚卸されるべきことを定める。用心深くは、損失なくしては明らかに売ることのできない商品はコスト以下にされることを要求する」として、会計実践の保守性を示す。しかし、氏自身の考えとしては、「もし、人が誠実であるばかりでなく、偏見のない判断で、棚卸の場合に計算することができるなら、コストのかわりに現在市場価値 (Present market value) をとることは反対されるべきことではなく、むしろすすめられることであろう。まことに、さきに示された評価の第一原則である「継続企業」原則は厳密な論理において、売却のための商品は現在の販売価格から販売費用を差し引いたもので評価されるこ

とを要求する。売価に実際の変化が起ると……企業にとつての価値は、それが売却される正常価格で決定される」というように流動資産ことに販売を目的とする資産については時価が主張される。

「「継続企業」としての資産の現在価値」という原則は流動資産に関して適用される場合には時価が、ことに売却を目的とする商品には、原価でなく売却される正常価格が妥当であることを意味する。このことは流動資産の評価が個々の企業の具体的な条件のもとにおいて計算し妥当視される時価において決することを示すゆえに、貸借対照表が企業の現在の横断面、支払能力判定の資料を与えることを主目的とするということにてらして、うなずくことができるし、また、「資産の現在価値」ということとのへだたりを感じさせないですむ。しかし、問題は、「「継続企業」としての資産の現在価値」という名のもとに、固定資産評価に適用される原価主義である。そこで、つぎに、固定資産に適用される評価基準について、ハットフィールドの所説をみてみよう。

氏によれば固定資産とは「永久的あるいは長期継続的使用のために購入されるもの」を意味し、その典型として土地が考えられる。そこで、土地評価に対して氏はつぎのように述べている。

「ある大きさの土地が工場建設の目的で公正なる価格で購



入されるとする。その土地の用役は多分永久的であり減少しない。会社に対するその土地の価値は、その当初においては総取得原価で表示されたが、その土地の用役、したがって継続企業に対するその価値は以前と同じである。それゆえ、土地の市場価値が原価より高かろうが低かろうが、財産目録 (inventory) においては、市場価値 (market value) の変化にかかわらず、取得原価を継続するのが適正である。市場価値は、明らかに、その土地が工場の敷地として使用されるかぎり決して実現されえない。」

このように、ハットフィールドの主張は、販売を目的とする資産は市場価値をもって評価するのが妥当であり、それが「継続企業」としての現在価値をあらわすと考えられるが、販売を目的とすることなく、使用を目的とする土地、設備等の固定資産は、市場価格の変動は問題にならず、原価評価を継続することが適切であるということである。その底には、固定資産は使用を目的とするのであるから使用価値が問題となるのであり、使用価値をもって評価するのが合理的であるというジモンの考え方が流れているものと考えられる。なぜなら、氏は設備資産の評価を論ずる中において、つぎのように論ずるからである。

「as a fixed asset (unchanging asset) の市場価値における変化が計算される必要がないなら、逆もまた真である。たとえば機械のごとき固定資産の使用価値 (use value of a

fixed asset) における実際の变化は、たとえ眼には、その機械に何の変化もないように映るうとも、計算されなければならぬ。」

つまり、固定資産は販売を目的とするのでないから、市場価格の変動には関係がないが、逆に使用価値の変動については、使用を目的とする財産なのであるから、その評価において、それが反映されなければならないというのである。それゆえに、土地のごときはその使用によって、使用価値が減少することがないから、原始取得原価を継続するのが妥当であり、それが「継続企業」としての現在価値を示すことになるのである。しかるに機械は、その使用によって、使用価値に変化を生ずるから、減価償却をつねに考慮しなければならないということになるのである。氏の説く減価償却計算法は定額法、定率法、年金法などであり、今日の計算法と異なるところはない。したがって、かかる固定資産の評価法は今日の動態論のもとにおけるそれと根本的に異なることはないと考えられる。もちろん、その性格においては基本的な相違がある。それは、いままでの分析ですでに明らかかなように、氏の評価論の基本的な観点は「現在の所有者に対する『継続企業』としての資産の現在価値」というように、あくまでも、静態論的な価値表示と考えている点である。そのことは減価償却についても、もちろん見られるところであり、「減価償却をゆるす直接の効果は各年度の利

益を適正に均等化することである」とか、「減価償却費の控除は異なる年度間のチャージを均等化する目的を有する大きな体系の一部にすぎない」とか、一見動態論的な費用配分論的思考が存在するかに思われるが、それは基本的には株主のための状態表示の計算（一方では資産状態の表示であり、一方では配当可能利益の計算）である。このことは、中村万次教授がつぎのとく明快に指摘される。

「……年々均等になる償却額を計算するという思考は、費用・収益の対応や生産原価測定という立場からではなく、株主の立場から論ぜられたもの」である。

このように、ハットフィールドの固定資産における原価主義は静態論的思考から出ているのであり、それゆえにこそ、継続企業としての資産の現在価値なる基本原則が固定資産において原価主義として生ずる可能性を与えるのであろう。しかし、はたして固定資産においては、原価がその現在価値を示すだろうか。

ハットフィールドのいう「現在価値」は、すでに指摘したように、所有者に対する継続企業としての価値であり、固定資産については使用財であるがゆえに、使用価値と考えられるのであるが、使用価値概念の規定をマルクス経済学上の使用価値概念についての科学的概念規定をもって吟味するまでもなく、氏自身の概念規定である、所有者（株主）が継続企業における資

産に対して有する価値であるとしても、そのような価値が、取得原価もしくは取得原価から一定の計算方式（定額法、定率法、年金法など）によって算出された減価を差し引いたものによって表示されないことは明らかである。氏のいう、使用価値が、氏の示すようなそのような単純な劃一的な計算方式によって示されないのはいうまでもなからう。また、氏が使用価値の減価の計算であるという減価償却費は、それが会計上の減価償却費の計算である以上、所詮使用価値の計算でも価値の計算でもない。しかし、かかる評価理論を可能にするもの、あるいは、表面的にしる、かかる理論の破綻をとりつくりうものが存するとすれば、それは所有者に対する「継続企業」としての資産の現在価値」という表現の底に流れる主観・価値の理論である。黒沢教授はこのことをつぎのごとく指摘しておられる。

「ハットフィールドは、シモン・レームらの主観主義および使用価値説を承継して、彼の貸借対照表評価論を建設しようとして試みたのであった。初期のアメリカ会计学に対するドイツ会计学の影響が見出されることは、非常に興味ある事実である。ハットフィールドは、棚卸資産（商品等）は現在価値（current value）をもって評価すべきであり、固定資産は使用価値（use value）をもって評価すべきであると主張しているが、シモン・レーム説のアメリカ会计学への再現としてこれを解釈することができらう」

このように、黒沢教授が指摘されるごとく、ハットフィールド理論がジモンの個人的価値による個別主義やレームの營業価値説のごとき主観主義説のアメリカ版であるとするなら、さきの、固定資産に対する原価評価の基準も、それが継続企業としての資産の現在価値に真に近いかどうかを問わず、不可解な所有主個人・あるいは企業の、主観価値ということによって理屈づけられるわけである。もし、ハットフィールドが、真に主観的使用価値（所有者にとつての使用価値）を計算・表示しようとしているなら、企業が客観的価値で資産を購入した場合、それと、主観的使用価値との差額が生ずるわけであるから、この差額の処理に対する検討がなされなければならないはずである。それが問題になつていないということは、最初から本当の意味において主観的使用価値を問題にしようとしていたのではなく、与えられた数字を、この都合のよい言葉で合理化しようとしているのである。したがって、ハットフィールドのこの「継続企業」としての資産の現在価値という名のもとに主張される評価基準は実質的には当時の会計実践においてとられる評価基準を合理化せんとするものであるといえる。

以上のような、ハットフィールド評価論に対する一通りの考察から、わたくしは、さきに疑問として指摘した「支払能力算定のための資料提供を主目的とする財政状態表示」と収益力表示との関連について言及することが出来ると思う。

いわゆる一般的な意味での支払能力表示のためには、すべての財産についての換金価値が問われることになるけれども、継続企業を前提とするかぎり、長期間にわたる使用を目的とする固定資産についての換金価値は支払能力表示の目的にさうものではない。したがって、継続企業を前提とするかぎり、支払能力の表示には正常な營業状態のもとで換金されるもの（売却財）についての換金価値と、債務とが問題となるといふ。かかる考慮のもとに、ハットフィールドは、支払能力表示を主目的とする貸借対照表において、流動資産について時価主義を主張し、固定資産について原価主義をとりながら、それが、支払能力の表示たりうると考えるのである（それが、その時における企業の全支払能力を示さないのはいうまでもないことであるが）。しかし、かかる意味での支払能力の表示であるならば、今日における動的貸借対照表においても、それを目的とするか否かは別として、可能であるといえよう。ハットフィールドにおいては、貸借対照表がかかる意味での支払能力表示を目的とすると考えられるがゆえに、配当可能利益を計算せんとする損益計算書とが、一計算構造の中において結合されるのである。しかし、問題は、なぜかかる意味での支払能力の表示を貸借対照表の主目的にすえたかにある。このことを解明することによつて、ハットフィールド理論の歴史的評価が可能となると考へる。しかし、本小稿においては、このことにはふれない。

以上、ハットフィールドの資産評価論について考察してきた<sup>(63)</sup>のであるが、氏は貸借対照表の貸方項目についての評価論も、もちろん展開している。しかし、その考察は氏の論理構造解明のためには不可欠のものと思われなし、また紙幅の関係で、ここではとりあげないこととする。そこで、つぎに、氏の論理構造解明のための、他の一側面である「収益力」について考察しよう。

### 『補注』

論理構造の解明のためには直接関係はないが、『近代会计学』が出版された当時の、独占の会計に対する要請を単的に反映していると考えられる「営業権」の評価にふれておこう。それはハットフィールド会计学の「性格」解明のために、大いに役立つと考えられる。

ハットフィールドは、「無形資産」と題して一章をもうけ、そこにおいて営業権の考察を行っているのであるが、その冒頭において「無形資産の典型として考えられうる営業権は企業関係の価値、すなわち現在の顧客が競争的な取扱業者の誘引にもかかわらず購買しつづけるであろう可能性の価値を意味する<sup>(64)</sup>」と一般的な定義を行っている。そして、さらに、人間の性質は生業、楽観的であるがゆえに過大評価を行いやすい。したがって、価値を確定することの困難さに比例して、それらが評価される価値を限定するのが習慣であるとして、非論理的ではあるが、自己創造の営業権の貸借対照表計上

を禁止し、購入営業権のみ貸借対照表能力を認めている。

そこで、営業権の購入価格が問題になるのであるが、氏は、「実際に営業権の購入があつたか、あるいは、もしあつたしたら、いくら支払らわれたかを決定するのはかならずしも容易ではない<sup>(65)</sup>」とする。なぜなら、営業権の購入がなされる企業の買収の大部分の場合において、買収が現金ではなく、株式で行われるからである。そして、「一般の場合のように、与えられた株式の額面価額が有形資産の価値をこえる場合、これらの価値の差が購入された営業権をしめすか、あるいは発行株式の割引をしめすかを決定するのは時々困難である。そのため、普通のアメリカの実務においては、購入有形財産が発行株式の額面価額以下である場合には、いつでも会計士は営業権の存在を仮定した<sup>(66)</sup>」。「一般に、いわゆるトラストの最近の結成は、発行される普通株の金額に、通常、大ざっぱに一致する営業権に対する高い評価を包含した。非常に多くの場合において、これ(営業権—引用者)は大きく過大評価され、そして公然に、あきらかに正しくなかつた。これはたとえば、The Asphalt Company の経験により示されている。その会社の収益は投資の一〇%と評価されたが、一%以下と証明された。あるいは、趣意書の中で二、一〇〇、〇〇〇ドルと評価した収益が第一年度の営業で否定的な量に減少した The American Mating Company の経験によつて示されている。したがって、営業権が存在する状態を検査し、その評価を規制する原則を考究することが必要である<sup>(67)</sup>」。ハ

ットフィールドは、その原則を考究する中において、つぎのように言っている。

「いかなる企業でも、もし独占により保護されるなら、特許権の法的独占であるうと、トラスト<sup>14</sup>によるすべての現在の競争者の結合のうえに存する部分的な企業<sup>15</sup>の独占 (partial business monopoly) であろうと、現下の通常の率を超過する利潤を生む一定水準の価格を維持する可能性が存する。そして、このゆえに営業権に対する合理的な基準となる。」

このように、ハットフィールドは、超過収益力が存在するかぎり、それを営業権として資本化することを合理化する。したがって、独占的超過収益力の営業権化も、もちろん合理化されるものである。このことは、トラスト結成に際して、独占利潤が見込まれるなら、それがいかに大きな金額であるうとも、営業権として資本化することをゆるまれることになる。かかる理論は、アメリカの一九〇〇年初頭の企業合同運動においてつくり出された巨額の資本の水増を営業権として資本化することを許すところの独占の要請によくかなうものであるといえよう。

「トラストの営業権の価値の決定においては、すでに言及された利益(独占超過利潤・引用者)に対して The Cordage Trust は一〇倍、The Salt Trust は一〇倍、The Rubber Goods Manufacturing Company では一四<sup>2/3</sup>倍、The National Wall Paper Company では一六倍<sup>16</sup>された」。

このことは、実際には、トラストによる独占利潤の資本化

は無制限であるということを示すものと考える。また、ついでに指摘するなう、『近代会計学』においては、営業権の設定と密接な関係にある「株式割引」についての考察もかなり詳細になされている。

註 (1) Hatfield, *ibid.*, p. 74.

(2) *Ibid.*, p. 75.

(3) 黒沢清、前掲稿、三八一頁。

(4) 黒沢清、前掲稿、二五二頁。

(5) 上野道輔『新稿貸借対照表論』上巻、第一〇章。

(6) Hatfield, *ibid.*, pp. 75—80.

(7) *Ibid.*, p. 78.

(8) *Ibid.*, p. 75.

(9) *Ibid.*, p. 81.

(10) *Ibid.*, pp. 81—82.

(11) *Ibid.*, pp. 101—102.

(12) *Ibid.*, p. 82.

(13) <sup>14</sup> *Ibid.*, p. 83.

(15) *Ibid.*, p. 123.

(16) *Ibid.*, p. 134.

(17) 中村万次、前掲稿、四八頁。

(18) 黒沢清、前掲稿、二五九頁。

(19) 上野道輔、前掲稿、二九三—三二六頁。

(20) Hatfield, *ibid.*, p. 109.

(21) *Ibid.*, p. 109.

- 23 Ibid., p. 110.  
 24 Ibid., pp. 110—111.  
 25 鎌田正三『アメリカの独占企業』九〇—九五頁。  
 26 Hatfield, *ibid.*, p. 113.

#### 四 配当可能利益の計算

ハットフィールドは、すでにみたように、貸借対照表においては支払能力の表示を第一の目的としてかかげるのであるが、収益力の計算は配当可能利益の算定という観点からなされる。そして区別がなされるなら、貸借対照表は債権者のために、損益計算書は株主のために役立つという。すなわち、「銀行における預金者は前者（貸借対照表—引用者）において、預金と現金準備の比較、投資の性質、保証の額など、かれの勘定を継続するかどうかの決定に影響を与えるすべての事実を見出す。卸売商は、かれの顧客の貸借対照表から、資産と負債との関係、そしてその各々の性質を知り、信用の限界を増加するかどうかを決定する。他方、株主は利益にとくに興味をもっている。そして損益勘定の検査は、その株式が望ましい投資であるかどうかを株主に示す。」<sup>(6)</sup>しかし、この区別は相対的なものであることはいうまでもない。つまり、損益計算書は利益の算定は主に株主の利益のためになされるといえる。それではそのような利益はどのような目的のために、どのように計算されるのか。ハ

ットフィールドの論述のあとをたどってみよう。

氏は、「損益勘定の目的は主に、企業の期間純利益を、とくに配当可能な純利益の額に関連して示すことである」<sup>(6)</sup>（傍点引用者）という。そして、この損益勘定の問題は、一つは、資本的支出と収益的支出の区別の問題、たとえば建設中に支払らわれる利息や創業費は、資産か費用かという問題である。しかし、この問題は、さきに資産評価において検討した問題の異った見方にすぎない。したがって、ここでは再述をさける。他の一つの問題は、資本金勘定と損益勘定との問題である。つまり、ある損失は、損益勘定から控除されるべきか、資本金勘定から控除されるべきか、それとも、欠損金として示されるべきかという問題である。<sup>(6)</sup>このことは、ハットフィールドにおいては、どこに示すかによって、配当利益が相違してくるからこそ、重要な問題となるのである。氏はこのことを多くの会計上の法律事件について論及する中において展開している。

かかる問題は、基本的には、「利益とは何か」ということなのであるが、それは破産に関する訴訟においてしばしば起つたという。すなわち、「異なるクラスの株主の間で起る紛争、あるいは利子証券 (income bonds) の所有者によりなされる訴訟において、何が利益を構成するかの問題がしばしば起つた。」しかし「判決は、何が利益を構成するかというよりはむしろ、どんな利益が配当に利用しうるかに関する判決がせいぜいであつた。」<sup>(6)</sup>

「純利益」という用語はいかなる原因によるかを問わず、富の純変化を意味するのであろうか。ある一定の事業要因による変化のみを意味するのであろうか。法律ではある受取（実現されたか、あるいは推定か）が、ある支払（支払われたか、あるいはたんに認識されたか）をこえる剰余の配当を許すのであろうか、あるいは前年の純利益をこえる現在資産の剰余のみが配当を許されるのであろうか。<sup>(5)</sup>

かかる配当利益中心の考察は、当時の株主が、主に配当金の大小によって望ましい投資であるか否かを決定したようであることを思うとき十分にうなずけることである。ハットフィールドが多くの係争事件の中で考究する問題もすべて配当の合法性、および経済的合理性に關してである。このことは、具体的には、枯渴性資産の減価償却費、投資有価証券の下落による損失、前期欠損金などを控除せずして利益を配当しうるか否かという問題として展開される。

枯渴性資産の減価償却費に關する問題は、一八八九年の *Lee v. Neuchatel Asphalt Company, Limited* の係争事件において展開され、そこにおいて、配当のための利益の算定には枯渴性資産の減価償却費の控除は原則として不必要であることが決定された。<sup>(6)</sup> この事件は、のちに、配当のための利益計算には、一般に、資本的損失を控除すべきか否かという問題に重要な影響を与えたのであるが、この事件そのものは、枯渴性資産

の減価償却という特殊な問題であった。この判決に対しては、もちろん、多くの会計士から批判がなされた。それは、「すべての健全な事業及び簿記の原則と矛盾する」というように、当時の会計上の通説に相反するものであったようである。しかし、枯渴性資産の問題は永久性と継続性の要素が暗示される普通の生産企業と根本的に異なるところがあるため、このリーの判決は枯渴性資産の運用を主目的とする企業に適用されるかぎり妥当性を持つと、ハットフィールドは考えたようである。<sup>(6)</sup>

なぜなら、枯渴性資産の運用を目的とする鉱山業のような事業は、「つねに投機的な企業である。資本の応募者は、物事の性質において、それが永久的事業ではありえないことをよく知っている。そして、多分、彼等はその投機的性格を知っているであろう。彼等の唯一の目的は一定の鉱物の埋蔵物を採掘することである。そして論理的なことは（資本の引用者）応募者にできるだけ速く返却してかかる採掘から収益をうることである」とのべているからである。しかし、判決は、かかる事業の特殊性を無視してすむ。

リーの事件の五年後に、損益勘定に影響することなしに損失が起りうるという考えを大きく拡張した判決がなされた。それは一八九四年の *Vornor v. The General and Commercial Investment Trust, Limited* の係争事件においてであった。この事件は、他の会社の証券を購入し、その配当や利益をうる

ことを目的として組織されたトラストが、自己の会社の株式に對する配当を行うのには十分な、他社からの配当や利息をえたけれども、保有証券の価値の下落により、大きな損失をこうむりながら配当をした事件である。判決は、投資価値の下落による損失を補うことなく、配当等の収入を配当することは合法的であるとした。この判決で主席裁判官 Lindley は「一般に、配当は資本から合法的に支払うことはできないが、しかし、それはすべての場合において、資本的損失は配当が支払われる以前に補われなければならないことを意味するものではない」と述べた。ここでは区別は固定資本の損失と流動資本の損失との間になされ、「利益をうるために消費された流動資本の取替をなすに会社の利益を配当することは資本による配当の支払であり、これは法律に禁じられている」とされる。つまり、ここでは、特殊な資本的損失は、配当可能利益の算定において控除しないでもよいかどうかということではなく、一般に「資本的損失は控除しないでもよいか」にまで拡張されたのである。それでも Lee や Verner は特殊な企業の側面をもっていたが、一八九六年の Kingston Cotton Mill Company の事件においては、それは普通の製造企業にまで拡大された。このように一九世紀末においては資本的損失は、配当利益算定において控除される必要がないということが判決において明らかにされたのである。

さらに、一八九九年の The National Banks of Wales 一九〇一年の Crichton's Oil Company 一九〇四年の Hoare and Company Limited 諸事件において、前期欠損金を控除せずに、損益勘定の利益残高の範囲まで、配当をなしうるという判決がなされた。かかる配当利益算定における非控除項目拡大の傾向をとった一連の判決は、当時の配当方策の強行にいかん援助を与えたか、そしてまた、法律が企業の実情をいかに反映するかを示すといえよう。

以上は、主として、配当にあてうる利益を決定する場合に、いかなる損失は控除しないでもよいかという問題——つまり借方損失項目——についてであるが、ハットフィールドはさらに、貸方収益項目についても考察を加えている。このことは、つまり、配当しうる利益の決定において算入しうる収益はいかなるものであるかということである。この問題についても、氏は多くの判例を用いて、その収益は現金であるべきか（現金主義）、あるいは実現している利益であるべきか（実現主義）を論じている。たとえば、収益が現金であるべきか否かに関しては一九〇二年の *Baham v. Williams* の係争事件で、裁判官 Keblewick が「……なにがその年に公正に、実際に配当しうる金額であるかを決定する場合に、諸君はその根拠として現金勘定をとるであろう……」とのべて、現金主義をとっている。そして、これに対する批判のあることももちろんである。



また、固定資産の評価益については、実現、未実現を一つの基準として論議がなされ、実現した評価益は裁判所の見解によれば営業上生じた利益と同一に処理されたことを示している。<sup>10)</sup>

ハットフィールドは、利益計算の問題としては、このような配当の合法性に関する問題を中心に考察しているが、この他にも、事業政策の観点からの配当の合理性についても考察している(たとえば、さまざまに指摘した、枯渇性資産についてのキャピタル・ロスの控除を事業の特殊性から否定するとか、配当資金の点からみた合理性など)。しかし、いずれにしても、これらの考察がすべて、「配当可能利益の算定」の一点にしばられていいることは明らかであり、ハットフィールドの会計構造において、配当可能利益の計算が、支払能力(財政状態)表示と並ぶ一方の支柱を形成するものであることを知りうる。同時にまた、配当可能利益の計算が、当時の会計実践において、いかに強く要請された問題であるかも知ることができらる。

註(1)(2) Hatfield, *ibid.*, p. 196.

- (3) *Ibid.*, pp. 198—199.
- (4) *Ibid.*, pp. 201—202.
- (5) *Ibid.*, p. 203.
- (6) *Ibid.*, p. 196.
- (7) *Ibid.*, p. 205.
- (8) *Ibid.*, p. 206.

(9) *Ibid.*, pp. 206—207. pp. 214—216.

(10) *Ibid.*, p. 215.

(11) *Ibid.*, pp. 207—208.

(12) *Ibid.*, p. 208.

(13) *Ibid.*, pp. 208—209.

(14) 鎌田正三「前掲書」九四頁。

(15) Hatfield, *ibid.*, p. 225.

(16) *Ibid.*, p. 223.

## おわりに

ここに考察したように、ハットフィールドの『近代会計学』は、一方に貸借対照表の主目的として、支払能力算定のための資料を与える財政状態の表示がおかれ、一方に損益計算書の主目的として配当可能利益算定のための収益力計算がおかれている。しかも、両者が、その本質が収支計算である簿記のもとに結合され、そこから、引き出される財務諸表であるがゆえに、同一の評価基準しかも原価によって評価されなければならないはずである。しかるに債権者のための支払能力表示のためには、ある一定時点に有する企業の全支払能力を示さなければならず、そのためには、論理的には時価主義が適用されなければならない。しかし、ハットフィールドは、継続企業を前提とし、主観価値概念を用いることによって、売却財には時価主

義、使用財には原価主義という評価論を導きだした。しかし、かかる評価にもとづく貸借対照表は、実質的には支払能力の表示たりえないことは明らかである。それにもかかわらず、なおそれを支払能力を表示する財務表であるとする点に問題がある。この矛盾はハットフィールドが財務諸表を公表会計上のそれであるということを的確にとらえていないところに存する。つまり、ハットフィールドが時価主義を主張した流動資産（商品）でさえ、彼自身が「一般の慣行は、手許の商品は売価でなく、原価で棚卸されるべきでことを規定する」ということ<sup>(6)</sup>、会計実践は原価主義にもとづいている。それは「一」の注(6)で指摘したごとく経過計算としての簿記と結びつく内部会計は原価主義とならざるをえないということである。しかし、公表会計制度上の財務諸表は、社会的・経済的要請によって、外的力（一見外部的压力にみえるが基本的に企業の利益に一致する）によって修正塗飾がなされる。公表会計上の財務諸表は論理的には簿記から切断されざるをえない。ハットフィールド会計学においては、支払能力表示目的の貸借対照表として出ながら、社会経済的要請の強さ、仕方などの種々の条件によって、さきに分析したごとく原価主義にもとづく貸借対照表となつて現われたのであろう。そして、又、損益計算書の配当利益の計算という目的は、評価の問題としては、内部会計と矛盾をきたさないとしても、公表会計上の要請が、抽象的な収益力計算で

なく、「配当の」ための利益計算という姿態をとらせたのであろう。

問題はさらに、『近代会計学』にみられるこのような支払能力表示、配当利益計算という公表会計の目的がどのような社会経済的基盤の上に生ぜざるをえなかったという点に発展しなければならぬ。そのことによつてはじめて、ハットフィールド『近代会計学』の歴史的位置づけがなされうるからである。本小稿はその資料として論理構造の解明につとめた次第である。

註(1) Hatfield, *ibid.*, 101.